「翁長知事の権限はく奪許すな集会」で話すヘリ基地反対協共同代表の安次富浩さん
（2月2日、文京区民センター、撮影：国富建治）

目次 もくじ contents

事務局から

【お詫びとお知らせ】前号（8号）の発送でミスがありお送りできなかった方がいます。届いていない場合はお知らせ下さい。すぐにお送りします。　連絡先：kajino-hiro@nifty.com ／携帯：090-2440-1466（梶野）

●第12期第10号は、3月28日発送予定です。

3・11から6年後の福島から

■格納容器内で650シーベルト！

東京電力は2月9日、福島第1原発2号機の格納容器内に投入したロボットで撮影した画像を分析した結果、内部の空間放射線量が毎時650シーベルトと推定されると発表。650シーベルトは人間が30秒ほどで死に至る線量だ。ロボットのカメラは積算1000シーベルトまで耐えられる設計だったが壊れてしまった。溶け落ちた核燃料は、近くで測れば毎時数万シーベルトに達するとされる。福島原発は1、2、3号機の圧力容器の底が抜け、デブリは広範囲に飛散している。そのデブリの取り出し方法も、持って行く場所も全く不明であるにも関わらず政府は、廃炉作業を30〜40年としている。溶融核燃料が圧力容器内にとどまった米国スリーマイル島原発2号機の廃炉完了が65年間であるといわれていることを見れば、あまりに甘く、ずさんな計画であることがわかる。この数値は、原発事故がもたらした過酷な現実、返済不能の長大な負債を如実に示すものだ。

■避難解除強行されても帰還せず

この春、旧避難指示区域の3分の2の面積で解除されるが、既に解除された自治体でも住民帰還率が低く（表）、今後もその傾向は続くと思われる。避難解除に向けた説明会では、不安や延期を求める声が上がったのに、政府・自治体側は、これに応えることはなかった。多くの住民、特に若い世代が帰還しないのは、爆発で蓋と壁が吹き飛び、底が抜けた原子炉がそばにあるのだから当然である。南相馬市小高区の地元で再開される小中学校に通う意向を示した児童・生徒数は計123人、同市の仮設校舎に通っている現在の在籍180人から3割減る。地元で再開すれば逆に通う子たちが大幅減になるのはどの自治体にも共通している。

この状況に県避難地域復興局は「避難指示の解除はあくまでスタート。医療や買い物の環境、交通網を整備し、住民帰還が進む地域づくりを後押しする」と強弁、大熊町は居住制限区域の大川原地区を復興拠点と位置づけ18年度中に町役場新庁舎を建設。約50世帯分の災害公営住宅や商業、宿泊施設を整備するという。

帰還困難区域が96%に上る双葉町は海沿いの避難指示解除準備区域に「新産業ゾーン」等を設定する。原住民抜きの、東電と廃炉関連業者による現実離れした「町の再興」としか言いようがない。

避難指示が解除された自治体の住民の帰還状況

	帰還者数（人）	帰還率（%）	避難指示解除の時期
田村市都路地区東部	231	72.4	2014年4月
川内村東部	62	19.9	14年10月 16年6月
楢葉町	737	10.0	15年9月
葛尾村	102	7.6	16年6月
南相馬市小高区など	1,231	11.8	16年7月

■迫る兵糧攻め一住宅支援と賠償の打ち切り

県内外の自主避難者は約1万2千世帯、約3万千人に上る。その人々への住宅無償提供が、今年3月末で打ち切られ、4月以降、住宅からの立ち退き、新たに家賃の発生に見舞われる。県では1月以降、一定の所得以下の世帯に対して、みなし仮設住宅から新たに賃貸住宅に転居する際の補助金を2019年3月末までに限って支給し始めるが、2千世帯のみだ。さらに今春の避難指示が解除される地域の住民が帰還しなければ「自主避難」者となる。18年春には賠償も打ち切られる。このままでは、多くの人々が生活の糧なく流浪の民と化す日が近づく。この兵糧攻めによる帰還強要策に対して、原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）をはじめとする人々が、国や県への議会からの意見書提出、県との交渉、県職員へのアピール行動、避難者の手紙を知事室に届ける直訴行動、集会、デモなどを展開、避難先の自治体が独自の支援策、公営住宅入居の家賃補助や条件緩和などで住まい確保できるよう取り組んできた。避難者迫害・被害者の切り捨てを許さない運動をさらに強めていかなければならない。

■3・18「2017原発のない福島を！県民大集会」へ

2012年以来続いてきた「県民大集会」、今年は3月18日（土）午後1時から郡山市開成山陸上競技場で開催される。今回は、東京電力と安倍政権が進める再稼働路線を打ち砕くために「東電福島第二原発の廃炉」を求める県民20万署名運動と一体の集会である。連帯のあいさつには、香山リカさん（精神科医、さようなら原発1000万人アクション賛同者）、県民からの訴えでは、被災自治体の首長、馬場有浪江町長、大熊町からの避難者の渡部千恵子さん、そして高校生平和大使が立つ。集会アピール採択後は、市内アピール行動として3キロ余りのデモ行進を行う。午前中には、「原発事故から6年　被災地のくらしと未来」と題し、パネルディスカッションが市内のホテルで開かれ、被災自治体職員、教員、漁業者が発言する。会場ロビーでは飛田晋秀さんの写真展示がある（詳しくはhttp://fukushima-kenmin311.jp/）。またこれに先立つ3月11日には、福島市で「原発いらない地球（いのち）のつどい」が開かれる。それぞれの集会の翌日には、被害現地ツアーが組まれている。

■課題は山積、力を合わせて

甲状腺がんの多発、止まらぬ汚染水、除染除去土壌の再利用、放射能汚染ごみの焼却処理、生業補償、東電幹部の罪を問う刑事訴訟、避難者・被害者の生活保障、子どもたちが見学する「コミュタン福島」の問題、高校生や大学生を原発構内に行かせる「学者」たち…。「原発事故が起きても大丈夫。被害は少ない」キャンペーンが大手を振ってまかり通っているなかで、運動課題は山積している。被曝から命と健康を守り、脱原発の道を確かなものとしていくために、力を合わせて頑張りたい。

（中路良一／2017原発のない福島を！県民大集会開催地実行委員・福島原発告訴団役員）

3・20「いのちを守れ！フクシマを忘れない—さようなら原発全国集会」に結集を

1月11日、台湾は「2025年までに原発の運転を完全に停止する」と宣言しました。台湾は「原発ゼロ」を法律に明記し、併せて電力事業を段階的に自由化し、再生可能エネルギーへの移行をはかるとしました。隣国の決断は、日本の福島原発事故に学んだものでした。

当の日本の安倍政権は、2030年における電源構成に占める原発の割合を20〜22％とする方針を示し、原発の再稼働や新増設、リプレース、原発運転の60年への延長、核燃料サイクルの推進、原発輸出など福島原発事故がなかったかのように積極的に進めています。

しかし、「脱原発」を求める市民の声は過半数を超えています。昨年12月には、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決定され、核燃料サイクル開発の破綻はますます鮮明となりました。安倍政権の成長戦略の重要な柱の一つとして上げられていた原発輸出も、ベトナムなどへの輸出が頓挫しました。

また、これまで政権と一体となって原子力政策を支えてきた原子力業界では、東芝が米・ウエスチィングハウス社の買収などに絡んで7000億円もの負債が明らかになり、会社の存亡の危機に立たされています。三菱重工も米国のサンオノフレ原発が蒸気発生器のトラブルで廃炉となり、約9300億円の損害賠償を求められています。日立も英国での原発建設を目指していましたが、EU離脱、原発建設のコストの高騰などで建設自体が不透明な状況になっています。大手重電メーカーが、原発によって足を引っ張られ、経営だけでなく日本経済にも深刻な打撃が与えられつつあります。安倍政権の進める原子力政策は、矛盾をますます深めています。

一方、福島では、事故から6年が経ちましたが、いまだ8万人超える被災者が、苦しい避難生活を強いられています。被災者は、就労や健康不安、帰還と補償打ち切り、家族とコミュニティーの問題など山積する問題の中で悩み苦しんでいます。原発震災関連死はすでに2000人を超えました。また、廃炉作業は40年とも50年とも言われ、今後長期に渡って困難な作業を続けなければならず、廃炉に関わる事故処理費用は巨額にのぼり、21.5兆円と試算され、費用の一部を電気料金に上乗せして消費者にツケを回そうとしています。

さらに安倍政権は、オリンピックに向けて福島原発事故の幕引きを行おうとしています。避難区域の解除と共に賠償の打ち切り、帰還を強制し、被災者を「棄民化」させ、被災者よりも東電の救済の優先など、被災者切り捨てに動いています。そのことに対して、「さようなら原発」1000万市民の会（大江健三郎さん、鎌田慧さんら）は、福島原発事故から6年目の3月20日、「いのちを守れ！フクシマを忘れない—さようなら原発全国集会」（東京・代々木公園）を開催します。フクシマの被災者と連帯し、原子力政策の根本的転換に向けたこの集会にぜひ結集してください。

（井上年弘／さようなら原発1000万人アクション実行委員会）

3・20「竹島の日」を考え直す集会へ

本紙の今期4号に、昨年9月10日に行った「竹島の日」を考え直す集会についての報告を掲載しましたが、3月20日に2回目の集会を「『固有の領土』論に根拠はあるのか」をテーマにして開催いたします。

講師は、前回と同様、長年この課題に取り組んできた久保井規夫さん（元桃山学院大講師）と黒田伊彦さん（元大阪樟蔭女子大教員）にお願いしています。久保井さんには「竹島問題」についての日本側の主張のウソを詳しく暴いた『図説　竹島＝独島問題の解決　竹島＝独島は、領土問題ではなく歴史問題である』（柘植書房新社刊）という著書もあります。

日本側（外務省）は「遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました」と述べています（パンフレット「竹島　なぜ日本の領土なのかがハッキリわかる　竹島問題10のポイント」）。つまり「固有の領土」であるというものです。しかし1905年2月22日に島根県告示で「竹島＝独島」を編入したときは、「固有の領土」論に依拠したものではなく、「他国ニ於イテ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」と言う「無主地先占」の論理に基づくものでした。保守派の政治学者・伊藤隆が監修、百瀬孝が執筆した『資料検証・日本の領土』（河出書房新社刊、2010年）でも、この竹島併合問題に関して「結果としては、日本側の手続き的な不十分さは非常に大きい（島根県告示のみで、外国に分かるように広く宣言していない）が、編入を決めた1905年当時は、諸外国からの抗議はなく、1945年まで支配しつづけた事実そのものは、現在でも当不当は別として誰も否認していない」という苦しい弁明を行っています。

さらに強調すべきは、この「竹島」＝「独島」の併合が、日露戦争を背景とした朝鮮の「保護国化」という植民地支配のプロセスの中で強制的に進められていたという事実です

それはすでに1904年の段階で、ロシア・バルチック艦隊の遠征にそなえて望楼、海底電線敷設工事が竹島でも進められていました。したがって私たちは、竹島の「領有」が、日本による朝鮮半島の植民地化と一体のものであることを確認すべきでしょう。「日韓併合」＝植民地支配が「竹島の領有とは別もの」という論理は歴史的に成り立ちません。

私たちは、いわゆる「北方領土」、「尖閣」、そして「竹島」など日本が抱えるさまざまな「領土」紛争が抱える固有の問題に留意しつつ、それが近代日本の侵略・植民地支配という歴史的背景の中にしっかりと置き直して考える作業に取り組もうと考えています。いまこそ「領土ナショナリズム」の危険に正面から立ち向かう必要があります。

3月20日、東京の南部労政会館（ゲートシティ大崎ウエストタワー2階）で午後1時開場で「『竹島の日』を考え直す集会」を行います。ぜひご参加を

（国富建治／「竹島の日」を考え直す集会実行委）

報告◎「止めよう!共謀罪」神奈川集会

２月３日、「横浜事件から見る共謀罪の危険性」と題した集会を開催。戦時下、治安維持法違反で逮捕、拷問によって有罪とされた「横浜事件」のDVDを上映後、共謀罪は「現代の治安維持法」と呼ぶ海渡弁護士からお話を伺った。

「共謀罪法案は03年初めて国会にだされ、この時は国連越境組織犯罪防止条約の批准のためやむを得ず制定するもので適用することはないといっていたものが、今やオリンピックのために絶対必要だといっている。さらに今回は『テロ等準備罪』と名を変えているが、中身は何も変わっていない。そもそも条約は暴力団など経済的な組織犯罪の対策が目的でテロ対策とは関係がない。日本のような極端な立法をした国はなく、制定せず批准している国もあり、制定は不可欠ではない。

03年に提出された法案は、長期４年以上の刑を定める犯罪でその数は619（今は676に増えている）、適用対象は団体、処罰対象は遂行を共謀（合意）した者だった。今回予定されている法案は２ヶ所修正したもので、団体を『組織的な犯罪集団の活動』とし長期４年以上の刑が定められている罪を実行することにある団体と定義。もう一点は実行の準備行為という要件を付した。しかし、組織犯罪集団の定義は、市民団体、労働組合、会社など適法な団体が違法行為を計画した場合、共謀したものと認定される危険性がある。また準備行為についても団体活動を計画し、例えばATMでお金を下ろしただけで、その団体メンバーはみな逮捕されてしまう可能性がある。

共謀罪の根本的な問題は、犯罪を思いとどまっても共謀罪はなくならないこと。未遂も処罰されなかったものが共謀から処罰されるなど、日本の刑法体系を崩壊させてしまうことになる。さらに盗聴法の拡大と密告捜査が危惧される。秘密保護法で国の情報を隠し、盗聴で市民を監視し、抵抗するものを共謀罪で処罰する、このような監視社会を作りだしてしまう。戦前は軍機保護法、隣組、治安維持法がそれにあてはまり、戦争を支えた法制度が復活しつつある。

治安維持法は1925年に成立、乱用しないといっていたが、懲役10年が３年後には死刑が導入されるなど改悪されていった。共謀罪と治安維持法の共通点は団体規制法であること。処罰範囲が不明確で、拡大適用されると体制に抵抗する団体を一網打尽にできる。組織的威力業務妨害の共謀罪一つで治安維持法に匹敵する。治安維持法は『国体変革結社』『私有財産否認結社』の２つしかなかったのに新法案は600もあり、拡大解釈の余地が大きいといえる。

今、沖縄でおきていることは治安維持法の時代と似通ってきている。共謀罪が制定されると監視社会をもたらし、市民の知る権利を侵害、萎縮させ民主主義的な政治プロセスを破壊してしまいかねない。絶対に負けられない」

国会では野党の鋭い質問で問題が浮き彫りになっている。また週刊誌まで取り上げるようになり関心は高まっている。四度目の提出をさせないためにもっと世論を盛り上げていかなければならない。

（中森圭子／秘密法反対・かながわ実行委員会）

報告◎辺野古新基地建設　工事再開を許すな!　1.24大成建設抗議行動

昨年12月20日、沖縄・辺野古の新基地建設のための埋め立て許可取り消しをめぐる最高裁判決が出た。

本格的な工事を始めさせないために、工事の中心部分を受注し、強引に進めている大成建設に対する抗議行動が、１月24日、同社本社前で取り組まれた。

辺野古新基地でこれまで３つ以上の工事を受注したゼネコンは大成建設のみ。「仮設工事」と本工事ではJVで「中仕切岸壁新設工事」と「汚濁防止膜等工事」を受注している（合計382億円）。

６時半から開始された抗議行動は、三線を交えての歌、さまざまなコール、ヤンバルクイナの鳴き声も登場し、たのしく、にぎやかに展開されました。福岡や静岡など各地で大成建設抗議に取り組む仲間からのメッセージも紹介されました（当日の様子は→http://twitcasting.tv/chikapin1/movie/341479448）。

大成建設への「抗議要請書」も準備されたが、今回も受け取りを拒否された。以下は、その「抗議要請書」からの抜粋です。

「貴社は、生物多様性宣言を出して、社長自らあいさつの中で『自然との共生』について触れているにもかかわらず、2015年２月生物多様性に富む大浦湾にコンクリートブロックを投下し、サンゴを損傷しました。そして、今また『汚濁防止膜等工事』として、新たなコンクリートブロックを落とそうとしています。私たちは、私たちの巨額の税金を使って、さらに暴力を用いて造られる辺野古基地建設の暴挙を見逃すわけにはいきません。／貴社の140年史には、貴社が今までもさまざまな米軍基地の建設に関わってきたことが書かれています。その基地を利用して、米軍がいかに武力で世界を支配してきたか、想像したことはありますか。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争と他国の侵略の歴史です。日本の『安全保障』の名のもと、日本政府と一緒になって戦争で儲ける貴社の在り方に疑問を感じざるを得ません。／コンクリートブロックは引き上げることができます。辺野古への基地建設を止めるなら今しかありません。辺野古・大浦湾の豊かな海を、子どもたちに残したいという沖縄県民の声に耳を傾けることが、これからの時代の企業に求められていることです。貴社の英断を願います。沈めたコンクリートブロックを引き上げ、工事の受注を撤回するよう求めます」

政府などは、「本体工事に着手した」等と宣伝し、反対住民・市民の意を削ごうとしているが、まだ本体工事の準備段階である汚濁防止膜の設置のためのアンカー（コンクリートブロック）が投下されたに過ぎない。翁長知事が「あらゆる手段を行使」すれば、工事は容易には進まない。軍事による金儲けを許さない！　辺野古の米軍基地建設に携わる企業に対する抗議の声をこれからも力強く上げていきましょう！

（梶野宏／ Stop ！辺野古埋め立てキャンペーン）

連載◉「生前退位」問題から、憲法と「皇室典範」について考える　第6回

天皇による「皇室典範改正発議権」の奪回

反天皇制運動連絡会　天野恵一

「皇室典範」について考えるとき、戦前のそれと戦後のそれの決定的な違いが、まずおさえられなくてはなるまい。戦前のそれは憲法とともに「不磨の大典」と位置づけられており、それは憲法と同レベルの皇室の「根本大法」であった（いいかえれば、憲法にコントロールされない、まったく「自律」的な法だったのである）。「現人神」一族の「皇位継承」などのルールは、「臣民」や議会などがまったく介入できないものであったのだ。

針生誠吉は、1983年に出版された『国民主権と天皇制』（横田耕一との共著、法律文化社）で、かつての神権学派の「皇位継承」の論理を紹介しつつ、こう述べている。

「これを日本国憲法に残存させられている皇位の継承の問題と関連させて見ると、憲法起草者、占領軍は、日本の天皇におけるこの『皇位の継承』の重さを、どれほど理解していたであろうか。国体論者から見れば現行日本国憲法二条に、法の下の平等に反する皇位の継承が残ったことは、かくされた勝利であろう。ポツダム宣言の受諾の際における、日本政府の一九四五年八月一日の回答『右宣言は天皇の国家的統治の大権（prerogatives of His Majesty as a Sovereign ruler）の変更するの要求を包含しおざることの了解の下に受諾する』のSovereign rulerの根本的条件は皇位の継承なのである。今日の日本国憲法の解釈学説においてもこの現行憲法の二条の『皇位の継承』の重さをよく理解していないのは、明治憲法の原構造のトータルな理解が足らないためであろう」（傍点引用者）。

「皇室典範」を名称はそのままで、戦後憲法の下位の一般の法律と同じものに位置づけ直したGHQは、この問題の「重さ」を、もちろん、よく理解していなかったことは間違いあるまい。天皇の意を受けたと思える松本烝治国務大臣は法律化に抵抗し、特に明治憲法下と同様に「典範」の「改正発議権」を天皇に残すことにこだわり続けた。GHQ（ホイットニー民政局長）側は、それでもさすがに国会でつくる法律からの「皇室の自律権」は認めなかったのである。時の政府は「典範」改正の際、特例的に発議権だけでも天皇にあることにし、その後国会承認という、結果的に一蹴された「補足規定」つき憲法案を提出することまでしたという事実については、この間、マスコミの歴史検証作業の中でもレポートされている。旧典範にあった、この天皇発議権問題をふまえて、今、何が起きているのかということで、私が見落としていた大問題を気づかせてくれた文章をここで紹介する。それは遠藤比呂通弁護士の昨年10月29日の「教育塔を考える会」での講演である（会のニュース105号に「天皇の象徴行為の限界と責任――天皇に皇室典範改正の発議権はない」のタイトルで収められている）。

遠藤はそこで、皇室自律主義の原理を象徴するものであった「天皇発議権」に天皇ヒロヒトが最後までこだわった（皇室自律主義をガードすべく幣原首相へのクレームも出した）事実を紹介しながら、以下のように論じている。

「明治憲法では皇室典範の改正を帝国議会の審議を要しませんでした（第74条）。裕仁天皇は皇室典範の発議権だけは天皇のもとに残す。そうでなければ伝統の継承者の役割を果たせない。……私の血は尊い、神の血をひいているとがんばりぬいたが、結局だめになった。GHQが許さなかった。皇室典範は一介の法律なりました。／今回の天皇メッセージはお父さんの奪われたものを息子が奪い返すという意味を持ちます。万世一系の天皇の皇位継承を明仁天皇の発議で行うというのです」（傍点引用者）。

今回の「天皇メッセージ」はアキヒト天皇による〈皇室典範改正発議〉であったことは、このメッセージにそって、「法改正」に向けた動きが内閣主導でつくられ、国会審議が開催されようとしている今の状況が、ハッキリと示している。それはヒロヒト天皇が失った皇室自律主義を支えた権利をアキヒト天皇が奪い返すという憲法制度の根幹をゆるがす政治行為である。

この大問題に声をあげる憲法学者は、今のところ誰一人いない。マスコミはこの点には、まったくふれない（天皇メッセージがグロテスクな違憲の行為であるという明白な事実、これを正面から批判する言論すら、マスコミの中ではほぼ消滅している）。

そうであればあるほど、私たちは、この点に徹底的にこだわり抜かなければならないはずである。やはり戦後の立憲主義が公然と崩壊に向かう状況の中を、私たちは生きているのだ。

遠藤の主張の方に戻ろう。彼はそこで、天皇アキヒトが依拠した清宮四郎の「公的行為」論という憲法学説を批判的に紹介しつつ、その学説ですら「内閣の直接又は間接の輔佐と責任とにおいて行われるべき行為」と位置づけている点にふれ、こう論じている。

「今回のビデオメッセージも『公的行為』である以上、それを認めてしまった内閣総理大臣に責任があると考えます。しかし天皇に責任を取らせるにはどうしたらよいか。公的行為はまずかった。公的行為を縮小しろ、税金を使うのはやめろというしかないかな、と考えています」。

安倍政権と天皇による、違憲の暴走（天皇による皇室典範改正発議権の復活）の責任を問う声を少しでも大きくしていくこと、このことが今なによりも必要なことである。

〈天皇の行為への公然たる批判はタブーである〉というマスコミ世界をいま支配している〈菊タブー〉に挑戦した数少ない法律専門家（弁護士）の主張に、私たちが教えられることは大であるはずだ。

状況批評

訴訟のススメ：豊洲市場住民訴訟で石原氏の賠償責任はどうなる？

奥山たえこ（元杉並区議会議員、okuyamataeko@gmail.com）

この「通信」を読んでいる人なら、原発や安保法制が憲法違反だと訴える裁判の１つや２つ、原告になっているのではないでしょうか。私もその一人で、共通番号（マイナンバー）の違憲訴訟の原告でもあります。ただ残念ながら日本では、ご存知の通り、国や大企業など、大きな権力を相手にする裁判は、環境訴訟しかり、力の小さい側がことごとく負けているのが事実です。つまり、日本の裁判所はけっして三権分立の独立した機関でないわけですね（参考：『絶望の裁判所』瀬木比呂志著）。

さて今回は、それでもめげずに、裁判起こそうよ、しかも弁護士立てずに本人訴訟で、という呼びかけです。なぜ裁判かと言うと、主権実現の方法としては、なるほど、選挙（投票するだけでなく、自分が議員や首長になって政治を変えることもできる）やデモもあるけど、裁判もあるよ、ということです（『裁判が日本を変える！』生田暉雄（てるお）著）。そしてそれには、住民監査請求、住民訴訟（地方自治法242、243条）が、オススメです。これは、地方自治体の違法・不当な税金の使い方（単に「無駄遣い」だと言うだけではダメ）を糾すための制度で、その街の住民であれば起こすことが出来るし、費用は、郵送費も含めて２〜３万円（高裁、最高裁と進むにつれ、その1.5倍になる）で済みます。なお、国の税金の使い道に関しては、この制度はありません。

■石原を追及！

最近話題の住民訴訟と言えば、豊洲市場。用地買収を巡って、汚染地を東京ガスから不当に高く購入したことで東京都に損害が与えたと、都民が購入当時の責任者だった石原慎太郎元知事に578億円の損害賠償請求をしています。都はこれまで石原氏に責任はないとしてきた（行政訴訟の常套）方針を、小池百合子都知事に変わってから、転換するかもしれないと表明しました。あのイシハラを追及出来る!?　こんな時代が来るかと感慨深いものがあります。えっ、知事になると個人が賠償請求されるのかと、訝るかもしれません。はい、実際にありうることで、東京都国立市の大学通り沿いに建設したマンションをめぐっての訴訟で、建設会社が当時の上原公子（ひろこ）市長を提訴。市が敗訴し賠償金を支払ったものの、建設会社は同額を市に寄附して一件落着。ところがその賠償額を支払えとの住民訴訟で上原氏の敗訴が確定（詳細は「くにたち上原景観基金１万人の会」）、利息含めて４千万円強をいまカンパで集めています。

■お手本はどこかにきっと

いま私奥山が杉並区を原告一人の本人訴訟で訴えている事例は、杉並区議会の議員が死亡した後、一か月遡って期末手当を支給したのは、その条例の規定自体が違法だから支給も違法。よって区長は、遺族から返還させよというもの。いくら地方議員に期末手当を支給することができると法にあっても、死亡した者にまで支給するのは違法だと主張しています。もちろん杉並区の代理人は「答弁書」で、「原告の主張は失当」と否定してくるので、私の方は証拠を挙げて証明します（議会質問より数倍苦労しています）。実は以前同じく地方自治法の203条を巡っての勝訴判決があったので、それを真似して、1956（昭和31）年当時の国会議事録（ネットで簡単に見ることが出来ます）をひもといて主張しました。つまりお手本がどこかにあるのです。なお条例の規定が違法だ、だけでは提訴できず、それに従って税金が支出された事実がないと監査請求は原則としてできません。

■なぜ本人訴訟か

なお、勝訴判決はそれなりにあります。杉並区では、ジャーナリストの三宅勝久さんの勝訴によって条例が数本改正されました。本来、条例の制定権をもつ議会ではなくて、一市民の提訴によって、住民の主権が実現したことになるので、かつて議員だった私は、力不足に忸怩たるものがあることも事実ですが。また、岐阜県山県市の元議員寺町知正さんは仲間たちとともにいくつもの住民訴訟を戦い、勝訴もしています（「てらまち・ネット、訴訟」で検索）。なぜ本人訴訟かと言うと、弁護士に頼むと費用がかかることはさておき、地方自治法などの行政法や地方自治体の会計の仕組みなどを知る弁護士はほとんどおらず、むしろ職員や議員の方が詳しいことが多いのが実態だからです。なお目的は、勝訴だけではありません。たとえ敗訴しても、提訴をきっかけに、実態が変わることなどが多々あります。

■オンブズ、訴訟

昨年世間をにぎわした「政務活動費」の支出を巡って、領収証を偽造したとドミノ倒しの議員辞職となった富山市議会は、記憶に新しいところです。偽造は極端としても、こんなことに使っているのかと憤慨したくなる使途状況のネタはゴロゴロ転がっていると言ってもよい状況です。なので、実は探せば同じパターンで訴訟を起こすことは可能です。実は奥山の事例と同じような「議員特権」な条例規定は、多分あなたの街にもあります。実際の支給事例があったら、それを知ったら住民監査請求が出来ます。住民訴訟のハードルは高くありません。書籍も出ていますが、読まなくても、「オンブズ、訴訟」で検索すれば、オンブズのブログなどでいくつも訴状がヒットします。一人ではなくて、仲間を募りましょう。探す方法としては、自分の街のオンブズを探す。「全国市民オンブズ連絡会議」のサイトから探す。加入していないオンブズもあるので、たまに新聞記事でその存在を知ることも出来ます。というわけで、関心を持ったら、ぜひ、トライしてみて下さい。得るものは計り知れないほど大きいです。

憲法を観る 「未来を花束にして」サラ・ガヴロン監督（イギリス・2015年、106分）

原題は「サフラジェット」。女性参政権を求める過激な活動団体につけられた名前だ。19世紀から続いていた女性参政権を求める活動は20世紀初頭、中産階級の女性たちの穏健な活動にあきたらない労働者女性含めた活動集団「サフラジェット」によって、激しさを増す。

ヒロインのモードは、ロンドン下町の洗濯工場で働いている。夫と喘息もちの可愛い息子の３人の平凡な家族生活の中に満足していたが、男より低い賃金、過酷な労働、もっと違う生き方があるのではないかと疑問も持っていた。そして、同僚に誘われて女性参政権の活動に飛び込んでいく。９回の逮捕歴をもつ薬局経営のイーディス始めさまざまな女性たちと出会う。郵便物や家屋への放火、商店のガラスへの投石破壊、美術館の絵画を切り裂くなどの過激な行動をして世論喚起を諮る「サフラジェット」の激しい闘いには警察も厳しい取り締まりを行い、アイルランドでテロ対策に辣腕を振るったスティード警部が赴任する。彼は初めてカメラによる市民監視システムを導入し、モードに目をつけ、情報提供を持ちかけるが、モードは敢然と断り、運動に参加していく。しかし夫の理解は得られず、家族と乖離していくモード。やがて息子は養子に出されることになり、息子を抱きしめながら「私を忘れないで」と涙を流すモードだが、失うものがなくなりさらに過激な活動に進んでいく。逮捕・投獄されてからのハンスト、そのハンストを止めさせる強制食餌という拷問。歩き出した道をさらに前に進んでいくことで、自分の新しい生き方を模索する。

「サフラジェット」を率いているのはパンクハーストという女性。この女性役をメリル・ストリーブが演じている。ゴールデングローブ賞授賞式での彼女の名指しこそしなかったがトランプに対する痛烈な批判は、まさにパンクハーストその人の発言のようだった。パンクハーストは女性たちに「将来生まれる少女たちが、兄や弟と同じ機会をもてる時代のために闘うのです」と激励する。そして「言葉より行動を！」と。

最後の場面は衝撃的だ。遂に最終局面として国王への直接対面要請を企画し、国王の馬が出馬する競馬場へと向かうモードとエメリー。エメリーは実在した人物で、国王の馬の前に飛び出し命を落とす。

エメリーの葬儀は世界に報道され、その時の実写が映される。サフラの闘いはやがて1918年制限付き女性の参政権から1928年男女平等の普通選挙を実現させる。ちなみに日本での男女平等参政権はポツダム宣言受諾によって付与されたものだ。監督、脚本、制作すべて女性の手になる本作から受けるメッセージを深く受け止め、私たちも未来を花束にできるよう継承したい。

（森本孝子／平和憲法を守る荒川の会）

憲法を読む 『日本陸軍のアジア空襲　爆撃・毒ガス・ペスト』

竹内康人著　社会評論社刊　2500円+税

著者の竹内さんは浜松出身・在住で長く反戦運動をつづけてきた仲間の１人だ。浜松は今は航空自衛隊の基地となっているが、日本が中国に侵略の手を延ばしはじめた1933年に浜松陸軍飛行学校が設立され、その後の大陸空爆、のちには東南アジア各地への爆撃の基地として大きな役目を担ってきた。本書は、この飛行第七連隊・陸軍航空基地の足跡を資料収集の上で丹念に追って、日本陸軍の空からの攻撃の事実を明らかにしたものだ。

中国大陸への爆撃は1931年から始まっていて、初めのころは爆弾を「真田紐」で胴体に括りつけて行ったという。その当初からの爆撃出動の記録だけでなく、その記録写真、爆撃の跡の写真も多数採録されている。敗戦時に軍の機関、各基地、部隊で夥しく証拠書類の焼却が行われたと伝えられている。残され、散逸してしまったペーパー類を、竹内さんは、どれだけの労力をつかわれたのだろうか、実に大量に提示してくれている。「銃後の日本」は開戦当初から物資の欠乏が言われ、余力のない戦争を戦っていたわけだが、爆撃に限ってみても、相当の戦費を大陸につぎ込んでいたことがわかる。結局それが民の鍋釜供出にまで至る道であったのだ。

書類の大量焼却の網の目から洩れたもののなかに、「毒兵器」の存在がある。基地で毒を管理し、飛行機に積載し、上空から毒を撒くということは、なかなか困難なことで、浜松では「航空毒ガス戦研究」も行っていたと。「毒兵器」はイペリットガス（ルイサイト弾もあった）だけではなく、細菌弾もあったのだ。七三一部隊の実体が究明されてきて私たちも知ることになった「細菌戦」ではペスト蚤を飛行機から撒布するものだ。最近、「安倍靖国参拝違憲訴訟」裁判の法廷で証言台に立った中国の方が、「私の父は、日本軍の撒いたペスト菌のために罹患して亡くなった」と言われた。竹内さんの本書を読んでいた時期だったのでハッとした。敗戦時に廃棄した毒類が中国各地で顔を出して、更なる犠牲を生み出している。

竹内さんは1993年に浜松基地に空中警戒管制機AWACSの配備計画が報道されて以来、配備反対運動をつづけてこられた。「この配備をめぐる動きのなかで、軍事基地そのものを問い直すことが大切であり、配備は浜松を再び戦争（派兵）の拠点とするものとみるべきと考えた。しかし、かつて浜松から派兵された陸軍航空部隊によるアジア各地での爆撃の具体的な経過については知識がなかった。そのため、過去の侵略戦争で浜松の陸軍航空基地から派兵された部隊がおこなった爆撃について調べるようになった。浜松の陸軍航空基地の加害の歴史を認識し、そのうえで米軍による浜松空襲をとらえ、現在の軍拡についても批判したいと思った」と、「あとがき」にある。刻々と戦争への歩みがこの国で始まっている。戦争のやり方も変わり、その罪は深まっている。竹内さんに学びたい。

（梶川涼子／事務局）

反改憲ニュースクリップ
2017年1月11日～2月7日

米トランプ新政権に打つ手なし 辺野古本体工事を強行

【1月11日】〈自民党〉安倍晋三首相が昨年10月、自民党の保岡興治憲法改正推進本部長と会談した際、日本維新の会の憲法改正原案に盛り込まれた「教育無償化」を改憲項目として例示していたことが判明。**〈生前退位〉**政府が、新天皇が即位する半年から数か月程度前に新元号を発表する段取りを描いていることが判明。18年半ばに新元号を発表し、同年末に現天皇が退位する想定。

【1月13日】〈生前退位〉自民党が、天皇退位をめぐる法整備について、党内に新たな組織は作らず、高村正彦副総裁を中心とした幹部のみで議論する方針を固める。女性宮家など、論点が拡散することを封じる狙い。**〈ミサイル防衛〉**稲田朋美防衛相が、グアムのアンダーセン米空軍基地で高高度防衛ミサイル（THAAD）を視察。自衛隊のMD強化の将来的な選択肢の一つ。

【1月14日】〈日豪協力〉安倍首相がオーストラリアのターンブル首相とシドニーで会談し、防衛協力を進めることで一致。両政府は弾薬提供を可能とする物品役務相互提供協定（ACSA）の改定に署名。

【1月16日】〈共謀罪〉政府が、共謀罪の対象犯罪を676とする方針を転換し、200～300程度まで絞る方向で検討していることが判明。**〈地位協定〉**岸田文雄外相とケネディ駐日米大使が、日米地位協定で米側に優先的裁判権が認められる在日米軍属の対象を縮小する補足協定に署名。

【1月17日】〈安保法制〉防衛省が、1月下旬からタイで始まる多国間共同訓練で、国連安保理の決議に基づき海外で武力紛争に対処する多国籍軍への後方支援の訓練を自衛隊が初めて実施すると発表。**〈生前退位〉**政府が、天皇の退位時期を2018年12月23日の天皇誕生日とする案の検討に入る。**〈歴史認識〉**政府が、竹島に慰安婦を象徴する少女像を設置する計画が韓国内にあることに強く抗議。**〈生活保護〉**神奈川県小田原市で2007年以降、生活保護受給者の自立支援を担当する市職員らが「不正受給はクズ」「HOGO NAMENNA」（保護なめんな）などと英語で書かれたジャンパーを購入し、勤務中に着用していたことが判明。

【1月18日】〈原発政策〉原子力規制委が、九州電力玄海原発3、4号機が新規制基準を満たしているとする審査書を正式決定。審査合格は6例目、計5原発10基となる。**〈福島原発事故〉**政府の原子力災害現地対策本部が、福島県浪江町の全域に出ている避難指示について、面積の2割にあたる地域で3月31日に解除したい意向を示す。**〈在日米軍〉**米海兵隊の最新鋭ステルス戦闘機F35が配備先の岩国基地に到着。F35の国外配備は初。

【1月19日】〈慰安婦〉政府が、韓国・釜山での慰安婦少女像設置に対抗するため一時帰国させた駐韓大使の帰任について、当面見送る方針を固める。**〈武器輸出〉**政府が、自衛隊が持つ中古の武器について、他国に無償や安価で供与するための関連法案を通常国会に提出する方針を固める。対ASEAN諸国が念頭。

【1月20日】〈施政方針演説〉第193通常国会が召集され、安倍首相が衆参両院で施政方針演説を行う。「憲法施行70年の節目に当たり、私たちの子や孫、未来を生きる世代のため、次なる70年に向かって、日本をどのような国にしていくのか。その案を国民に提示するため、憲法審査会で具体的な議論を深めようではありませんか」と呼びかけ。**〈米新政権〉**米国でドナルド・トランプが第45代大統領に就任。即日、環太平洋連携協定（TPP）からの離脱を正式表明。**〈原発〉**関西電力高浜原発で、アームの長さ112メートルのクレーンが倒れ、2号機の原子炉補助建屋と燃料取扱い建屋の外壁が一部破損。

【1月22日】〈日米同盟〉国家安全保障会議の谷内正太郎国際安全保障局長がフリン米大統領補佐官と電話会談。日米同盟の重要性確認。

【1月23日】〈生前退位〉天皇の退位をめぐる政府の有識者会議が第9回会合を開き、論点整理を了承。現天皇一代限りの退位を有力な意見とし、安倍政権の方針を実質的に後押し。**〈軍事研究〉**日本学術会議の検討委員会が、軍事研究を否定した過去の声明見直しの中間報告を公表。防衛省の研究公募は「政府による介入度合いが大きい」と問題点を指摘する一方、応募への是非には踏み込まず。

【1月24日】〈安倍の改憲〉安倍首相が衆院本会議での代表質問で、「新たな時代にどのような憲法がふさわしいのか、各党各会派が意見を持ち寄ってほしい」と述べ、改憲論議の加速を促す。**〈公明党〉**井上義久幹事長が、日本維新の会が代表質問で訴えた改憲による教育無償化について否定的な見解を示す。「憲法改正手続きは国会発議や国民的なコンセンサスをつくるとか、時間もかかる」「奨学金拡充や幼児教育の無償化を着実に進めることが最も近い道ではないか」。**〈TPP〉**トランプ米大統領が、TPPから永久に離脱するとした大統領令に署名。署名に先立つ企業経営者らとの会合で、日本の自動車市場が「不公平だ」と批判し、是正を迫る考えを示す。**〈福島原発事故〉**東京電力が、福島第一原発2号機の溶融核燃料の調査に向け、先端にカメラを取り付けたパイプを原子炉格納容器の壁から挿入する作業を開始するも失敗したと明らかに。**〈軍事衛星〉**防衛省が初めて運用する通信衛星「きらめき2号」が種子島宇宙センターから打ち上げられ、成功。宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、H2Aロケットの打ち上げを通じて防衛省の事業に初めて関わる。2020年度末までにあと2基打ち上げ予定で、事業費は3基合計で2300億円。

【1月25日】〈原発政策〉原子力規制委が、原発の使用済み燃料の乾式貯蔵について、現行の規制基準を見直すことを決める。乾式への移行促すねらい。**〈慰安婦〉**旧日本軍慰安婦に関する著書『帝国の慰安婦』で元慰安婦らの名誉を傷つけたとして、韓国検察が名誉棄損罪で起訴した朴裕河・世宗大教授の判決公判で、ソウル東部地裁が無罪を言い渡し。

【1月26日】〈共謀罪〉安倍首相が衆院予算委で、共謀罪の構成要件を厳格化したテロ等準備罪の新設によっても国際組織犯罪防止条約を締結できるとの考えを強調。／公明党の井上義久幹事長が共謀罪法案の国会提出を容認。**〈高江〉**沖縄県警名護署が、米軍北部訓練場のヘリパッド建設工事への抗議活

動をしていた市民を警察車両でひいて軽傷を負わせたとして、沖縄県警の機動隊員を書類送検。**〈原発政策〉**民進党が、原発ゼロ基本法案を策定する方針を固める。同党が掲げる「2030年代原発ゼロ」の前倒しめざす。**〈天皇制〉**安倍首相が衆院予算委で、皇位を安定的に継承する方策として、戦後に皇籍を離れた旧宮家の復帰が選択肢になりうるとの認識を示す。「男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みなどを踏まえつつ、今回の（退位の）議論とは切り離して引き続き検討したい」。**〈日英防衛協力〉**日英両政府が、自衛隊と英国軍との間での物品役務相互提供協定（ACSA）を締結。日本がACSAを結ぶのは、英・豪につづき３例目。対象物資に弾薬を含む。

【１月27日】〈安倍の改憲〉安倍首相が衆院予算委員会で、憲法改正について「最終的に決めるのは国民だ。国会において議論を進めずに、（国民の）権利行使に対してふたを閉めていいのかというのは、大いなる問題意識としてある」と答弁。**〈生前退位〉**日本維新の会が憲法改正調査会の勉強会を開き、天皇の譲位に関する法整備についての議論を始める。２月中旬までに党としての見解をまとめる予定。**〈歴史認識〉**２月の冬季アジア大会を主催するアジア・オリンピック評議会が、南京大虐殺を否定する書籍が置かれたアパホテルに中国の選手団を宿泊させないよう、大会組織委員会に求めていることが判明。

【１月28日】〈日米会談〉安倍首相がトランプ米大統領と電話会談。就任後、初の会談。**〈福島原発事故〉**避難指示が2014年４月以降に解除された福島県田村市、川内村、楢葉町、葛尾村、南相馬市で、解除された地域への住民の帰還率が13%にとどまることが判明。**〈生前退位〉**退位をめぐる法整備で、政府が退位後の公務のあり方を条文に盛り込まない方向で検討していることが判明。**〈武器輸出〉**米国防総省が、米軍装備への採用を念頭に、日本の民間技術の16分野に強い関心を示していたことが判明。

【１月30日】〈福島原発事故〉東電が福島第一原発２号機の原子炉格納容器内のカメラ調査を実施し、原子炉直下に黒っぽい堆積物があるのを初めて撮影。溶融燃料か。**〈天皇制〉**民進党の野田佳彦幹事長が、女性宮家創設など皇位を安定的に継承する方策を協議する場を国会に設置するよう提案。**〈自衛隊〉**那覇空港から離陸しようとした空自F15戦闘機の前輪部分が故障し、滑走路上で動けなくなる。滑走路は２時間弱閉鎖し、民間機は60便が欠航あるいは目的地変更。

【１月31日】〈三権分立〉政府が、安倍首相が施政方針演説で憲法改正に向けた国会論議を呼び掛けたことについて、「三権分立の趣旨に反するものではない」とする答弁書を閣議決定。**〈少年法〉**金田勝年法相が、少年法の適用年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることについて法制審議会に諮問すると明らかに。**〈生前退位〉**自民党の石破茂元幹事長が、政府が目指す一代限りの特別法ではなく、皇室典範改正で恒久的に対応するよう求める文書を党に提出。**〈辺野古〉**沖縄県の翁長雄志知事が米ワシントンを訪問、連邦議会への働きかけを開始。

【２月１日】〈南スーダン〉安倍首相が衆院予算委で、南スーダンPKOに派遣した自衛隊員に死傷者が出れば、首相辞任の覚悟を持たなければならないと明言。**〈違法捜査〉**捜査対象者の車などにGPS端末を取り付けて尾行する捜査を巡り、警察庁が2006年に都道府県警に出した通達で、容疑者取調べの中で端末使用について明らかにしないなど、秘密保持を指示していたことが明らかに。

【２月２日】〈公明党〉公明党の漆原良夫中央幹事会会長が、緊急事態条項創設を改憲テーマとして扱うことについて、「個人の考え」と断りつつ、「検討の余地は十分にある」と述べる。**〈辺野古〉**政府が、３月末に更新期限を迎える岩礁破砕許可を沖縄県に再申請しない方針を固める。地元漁協が漁業権を放棄したため、不要と判断。沖縄県は「漁業権は消滅しておらず、再申請が必要」と反論している。**〈福島原発事故〉**東電が、福島第一原発２号機の原子炉格納容器内の内部調査で撮影した画像を解析した結果、内部放射線量が推定で最大毎時530シーベルトだったと明らかに。数十秒被ばくしただけで死亡するレベル。

【２月３日】〈自民党〉吉田博美参院幹事長が、各会派代表者でつくる参院改革協議会のテーマについて、「参院選挙制度の在り方の中で、憲法改正も視野に入れた意見は出されるのではないか」と述べ、「１票の格差」是正のため導入した合区解消に向け、改憲論議を提起することもあり得るとの見通しを示す。**〈日米安保〉**安倍首相が来日したマティス米国防長官と官邸で会談。長官は尖閣諸島に日米安保条約第５条を適用すると明言。核の傘を含めた拡大抑止、辺野古建設推進も確認。**〈共謀罪〉**安倍首相が衆院予算委で、犯罪の合意があっても実行準備行為がなければ逮捕できないとの統一見解を示す。

【２月４日】〈思いやり予算〉稲田防衛相がマティス米国防長官と初会談。在日米軍駐留経費の日本側負担問題は議題にならず。**〈戦争責任〉**第二次大戦中の空襲被害者やBC級戦犯（朝鮮人・台湾人）への補償をそれぞれ定めた法案が今国会に提出される見通しであることが判明。**〈軍事研究〉**日本学術会議がシンポジウムを開き、軍事研究を否定した過去の声明見直しについて議論。防衛省研究に応募すべきでないと声明に明記すべきとの意見が相次ぐ。

【２月５日】〈公明党〉漆原良夫中央幹事会会長がラジオ番組で、憲法改正について「環境権や地方自治の充実、緊急事態と衆院の任期（延長）の問題を議論していけばいい」と述べる。

【２月６日】〈辺野古〉政府が辺野古沿岸部での海上本体工事に着手。**〈南スーダン〉**陸自派遣部隊が日々の活動状況を記録するために作成し、その後防衛省が破棄したとする日報に関し、同省が電子データは保管していたと一転して認める。

【２月７日】〈憲法審〉衆院憲法審査会の与野党筆頭幹事が会談し、自民党が緊急事態条項や高等教育の無償化など８項目の議題を同審査会で取り上げることを提案。民進党の武正公一衆院議員は、2017年度予算案の審議中は審査会開催が困難だとして、回答を保留した。**〈自民党〉**憲法改正推進本部が今年初めての全体会合として緊急事態条項に関する勉強会を開く。講師役の河田恵昭関西大特別任命教授が、首都直下地震や南海トラフ地震など今後想定される巨大災害に対応するため、憲法に緊急事態条項を設ける必要性を指摘。また、衛藤征士郎元衆院副議長が「改憲のタイムスケジュール」の提示を要求したが、保岡興治本部長は記者団に「スケジュールを確定的に示す段階にはない」と語った。**〈共謀罪〉**法務省が共謀罪を新設する「法改正案は国会提出後に議論すべきだ」とする文書を６日に発表したことをめぐり、金田法務相が文書を撤回し、謝罪。**〈南スーダン〉**防衛省が現地部隊の昨年７月11、12日の日報を公開。日報は治安悪化を深刻視。

集会・行動情報　3・6～3・25

▶3月6日（月）共謀罪法案の通常国会上程阻止!現代版治安維持法の制定許すな!永久廃棄を勝ちとるぞ!霞ヶ関集会◆11：00～11：45◆弁護士会館前（地下鉄霞ヶ関駅）◆争議団連絡会議、破防法・組対法に反対する共同行動

■「秘密保護法」廃止!「12･6を忘れるな6日行動」で共謀罪NO!の声を◆12：00◆衆議院第2議員会館前（国会議事堂前駅、永田町駅）◆主催：「秘密保護法」廃止へ実行委、共催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委

▶3月8日（水）警視庁機動隊の撤退を求める住民訴訟　第1回口頭弁論◆地裁前アピール10：30◆開廷11：30（傍聴の方は10：50までに来て下さい）◆東京地裁103号法廷（地下鉄霞ヶ関駅A1出口）

▶3月10日（金）島田恵監督第2作「チャルカ～未来を紡ぐ糸車」上映会◆町田市民フォーラム3階ホール（JR・小田急町田駅）◆午後の部：14：00開場、16：00からトーク◆夜の部：18：30開場◆チケット前売り1000円、当日1200円◆原発事故を考える町田市民の会

▶3月11日（土）原発事故隠蔽・責任放棄の3.11「天皇・皇族出席の追悼式典」反対!　核・原発止めよう!◆集合13：30、デモ出発14：20◆日比谷公園霞門（東京メトロ霞ヶ関駅下車）◆屋内集会17：00◆築地社会教育会館（地下鉄東銀座駅、築地市場駅）◆講演：なすび、天野恵一◆3・11行動実行委

■もっかい事故調オープンセミナー「3・11を呼びさます――原発事故、6年後の現実」◆13：00◆資料代500円◆発言：田中三彦、佐藤暁、小倉志郎、後藤正志、伊藤良徳、上澤千尋、澤井正子◆岩波書店セミナールーム（岩波アネックス3F、地下鉄神保町駅）◆主催：もっかい事故調、賛同：原子力資料情報室

■秋篠宮出席の東日本大震災6周年追悼国家式典反対3・11大阪集会◆国労大阪会館（JR天満駅、地下鉄扇町駅）◆18：30◆参戦と天皇制に反対する連続行動

▶3月12日（日）「原発ゼロへのカウントダウンinかわさき」集会&デモ◆13：00◆中原平和公園（東急元住吉駅下車）◆原発ゼロへのカウントダウンinかわさき実行委

■平和・民主・人権を守る憲法を壊すな!　憲法・平和・そして沖縄　市民意見広告運動集会◆開場：13：10◆日本教育会館8階第2会議室（地下鉄神保町駅、竹橋駅）◆500円◆定員150人：先着順◆三上智恵（映画監督）、井筒高雄（元自衛隊）、佐々木憲（新潟国際大）、丸井春（「DAYS JAPAN」編集長）◆市民の意見30の会・東京、協賛：DAYS JAPAN

■さよなら原発関西アクション――再稼働やめて!核燃サイクル中止!◆9：30◆特別企画◆中之島中央公会堂3F中集会室◆講演：崎山比早子（医学博士）、河合弘之（弁護士）◆さよなら原発コンサート◆12：00～13：20◆中之島公園女神像前◆本集会：13：30～14：45◆報告：長谷川健一◆女神像前◆デモ出発15：00◆さよなら原発関西アクション実行委

▶3月16日（木）やめろ!大軍拡　南スーダンから撤退しろ!　基地強化許さない!　防衛省申し入れ行動◆18：30◆防衛省正門前（JR・地下鉄市ヶ谷駅下車）◆有事立法・治安弾圧を許すな！北部集会実行委、立川自衛隊監視テント村、パトリオット・ミサイルはいらない！習志野基地行動実効委

▶3月18日（土）原発のない福島を!県民大集会◆開場12：00、開会13：00◆開成山陸上競技場（郡山市）

■第114回市民憲法講座「韓国民衆運動の現在　新しい日韓連帯のために」◆吉倫亨（ハンギョレ新聞東京特派員）◆18：30◆文京区民センター2A会議室（地下鉄後楽園駅、春日駅）◆800円◆許すな！憲法改悪・市民連絡会

■イラク開戦14年　とめよう!戦争への道　関西のつどい◆13：30◆エルおおさか大ホール（エルシアター、京阪・地下鉄天満橋駅）◆資料代500円◆講演：半田滋（東京新聞論説・編集委員）、安次富浩◆大阪平和人権センター、しないさせない戦争協力関西共同行動、戦争させない1000人委員会・関西

▶3月19日（日）安倍政権の暴走を止めよう!自衛隊は南スーダンからただちに撤退を　国会議員会館前行動◆13：30◆衆院第2議員会館前～国会図書館前（地下鉄永田町駅、国会議事堂前駅）◆戦争させない・憲法9条を壊すな！総がかり行動）

■憲法施行70年「九条の会おおさか」講演会「激動する世界の中で9条を考える」◆13：30開会◆エルおおさかホール（京阪・地下鉄天満橋駅下車）◆参加費1000円◆講演：宮本憲一（大阪市大名誉教授）「持続可能な社会をめざす」◆文化行事：桂文福、報告：西谷文和◆九条の会おおさか

▶3月20日（月・休日）いのちを守れ!フクシマを忘れない!さようなら原発!全国集会◆代々木公園（JR原宿駅、地下鉄明治神宮前駅、代々木公園駅）◆11：00ブース開店、13：00トーク：落合恵子、鎌田慧ほか、15；00デモ出発◆「さようなら原発」1000万人アクション実行委

■「竹島の日」を考え直す集会――「固有の領土」論に根拠はあるのか◆講師：久保井規夫（元桃山学院大講師）、黒田伊彦（元大阪樟蔭女子大講師）◆開場13：00◆南部労政会館第6会議室（ゲートシティ大崎ウエストタワー2階、JR大崎駅南口）◆集会実行委

▶3月25日（土）カジノあかん大阪集会◆12；30◆エルおおさか2階ホール（京阪・地下鉄天満橋駅）◆開場12：30◆参加協力券500円◆お話：新里宏二（弁護士）「なぜ今、カジノ解禁か　賭博解禁法を運動でつぶそう」◆カジノあかん大阪集会実行委

▶「反改憲」運動通信：1部400円（月1回発行／第12期：2016年6月～2017年5月）
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Tel & Fax：03-3254-5460　▶E-Mail：han-kaiken@alt-movements.org　▶Web：http://www.alt-movements.org/han-kaiken/
▶年間定期購読料：4000円（2016.6～2017.5）　▶郵便振替：00190-7-11558　「反改憲」運動情報通信